

## モニタリング評価基準

小項目	評価	総合評価
優れている。 (協定書等に定めた事業水準を超える。)	a:小項目の8割以上が「優れている」かつ「不適切」がない。	A:評価の8割以上がa、かつcがない。
適切 (協定書等に定めた事業水準どおり)	b:「a」「c」以外。	B:「A」「C」以外。
不適切 (協定書等に定めた事業水準に満たない。)	c:小項目で1つでも「不適切」があり、かつ「優れている」が8割未満。	C:評価で1つでもcがあり、かつaが8割未満。